標準貨物自動車運送約款
（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　平成二十九年　国土交通省告示第七百四十一号

目

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約（第三条―第十七条）
第三章　運送（第十八条―第二十五条）
第四章　運賃及び料金（第二十六条―第三十一条）
第五章　事故（第三十二条―第三十六条）
第六章　雑則（第三十七条―第三十九条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送に関する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより、この約款によります。

2　当店が運送について法令又は一般の慣習に従い別段の定めをしたときは、その定めによります。

（引受拒絶）

第三条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けをお断りすることがあります。

一　引受けを拒絶することについて、運送に関するやむを得ない理由があるとき。

二　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

三　申込者が、この約款の規定による当店の指示に従わないとき。

四　当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送の単位）

第四条　運送は、一の荷送人と一の荷受人との間において、一の荷送人の一の荷受人のために引き受けた貨物の全部を一口として行います。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、一口の貨物を二口以上に分けて運送することがあります。

一　貨物の容積又は重量が著しく大きいとき。

二　貨物の性質又は状態が著しく異なるとき。

三　荷送人から二口以上に分けて運送することの申出があったとき。

（荷造り）

第五条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送方法に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物の荷造りが十分でないときであっても、他の貨物の運送に支障があるときその他やむを得ないときは、荷造りをしないことがあります。

（荷造りの責任）

第六条　荷送人が荷造りをしたときは、その荷造りの不備によって生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　当店が荷造りをしたときは、その荷造りの不備によって生じた損害については、荷送人が前項の責任を負います。ただし、当店の荷造りの不備について荷送人が知っていたときは、この限りでありません。

（危険品）

第七条　荷送人は、貨物の性質又は状態が次の各号の一に該当するときは、あらかじめ当店にその旨を通知しなければなりません。

一　爆発性、発火性、引火性、腐食性、毒性、放射性その他人畜に危険を生ずるおそれのあるもの

二　他の貨物を汚染するおそれのあるもの

三　動植物、動植物の生鮮品その他特に衛生を要するもの

四　前三号のほか、特殊な取扱いを必要とするもの

2　荷送人が前項の通知をしないとき、又は同項の貨物が同項各号のいずれに該当するかを当店が知らないときは、当店は、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（荷送人の責任）

第八条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　前三号のほか、運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を貨物に確実に取り付けることをもって前項の外装表示に代えることができます。

（貨物引渡場所の指定）

第九条　当店は、荷送人の請求により、貨物引換証を発行するときは、貨物引渡場所を指定することができます。

2　前項の貨物引渡場所は、当店の営業所又は荷受人の指定する場所とします。

（貨物引換証の発行）

第十条　荷送人は、貨物の引渡しを受けるべき者（以下「荷受人」といいます。）を指定して、貨物引換証の発行を請求することができます。

2　荷送人が、当店が認めたときは、荷受人を指定しないで、貨物引換証の発行を請求することができます。

3　荷送人が、荷受人を指定しないで貨物引換証の発行を請求したときは、当店は、荷受人の氏名又は商号を貨物引換証に記載しません。

4　荷送人が、荷受人を指定しないで貨物引換証の発行を請求したときは、当店は、荷受人の氏名又は商号を貨物引換証に記載しません。

（貨物引換証の記載事項）

第十一条　貨物引換証には、次の事項を記載し、これに荷送人の住所及び名称を記載した書面を添えて、荷送人又は荷受人に交付します。

一　貨物の種類、記号、個数及び容積並びに荷造りの種類

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類

三　貨物の価額

四　運賃、料金及び運賃、料金の支払方法

五　荷送人の氏名又は商号及び住所

六　荷受人の氏名又は商号及び住所

七　貨物引換証の作成地及び作成の年月日

九　貨物の積込みを完了した場所及びその年月日

十　運送後に守るべきことを委託するときは、その旨

十一　運送後に貨物の運送に関し必要な事項

2　荷送人は、当店が前項の運送契約の申込みを承諾したときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

（運賃額品及び容積重量）

第十二条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、宝石、イリジウム、タンタダスに金、銀、白金その他の貴金属、宝石、紅玉、サファイア、ルビー、エメラルド、トパーズ、真珠、ヒスイ、琥珀、石、翡翠その他の宝玉及びこれらの製品

二　美術品その他の骨董品で一個又は一組の価格が百万円を超えるもの

三　容器及び荷造り材料を除き、一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造り単位について行います。

3　当店が運送約款によらないで貨物引換証を発行するときは、第一項及び第二項に掲げるものでないときであっても、高価品として取り扱うことがあります。

（運送の取扱制限等不明な場合）

第十三条　当店は、荷送人が運送の中止、荷受人の変更その他運送に関し当店に対して行う指図について、その内容が不明確であるため当店が運送の実施について困難があると認めるときは、荷送人に対して必要な事項の明確な指図を求めることができます。

2　当店は、荷送人が前項の指図を明確にしないときは、当該運送を中止することがあります。

（荷送人の申出事項）

第十四条　荷送人は、貨物の運送の中止、運送の一時停止、荷受人の変更その他運送に関し当店に対して行う指図について、その内容が不明確であるため当店が運送の実施について困難があると認めるときは、荷送人に対して必要な事項の明確な指図を求めることができます。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の指図を書面又は当店の定める様式の電磁的記録により行うことができます。

3　前項の指図書又は電磁的記録には、荷送人の氏名又は商号及び住所を記載し、荷送人が署名又は記名押印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

4　荷送人が、第二項の規定により指図書又は電磁的記録を提出したときは、当店は、荷送人に対し、その受領書を交付します。

（荷送人の責任）

第十五条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　前三号のほか、運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を貨物に確実に取り付けることをもって前項の外装表示に代えることができます。

（貨物引換証の発行）

第十六条　当店は、荷送人の請求により、貨物引換証を発行するときは、これを荷送人に交付します。

2　前項の規定にかかわらず、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、当店は、貨物の引渡しをしたときに、荷受人に対し、貨物引換証を交付します。

（貨物引換証の発行）

第十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十二条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十三条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十四条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十五条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十六条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第二十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十二条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十三条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十四条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十五条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十六条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第三十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十二条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十三条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十四条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十五条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十六条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第四十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十二条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十三条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十四条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十五条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十六条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第五十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十二条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十三条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十四条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十五条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十六条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第六十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十二条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十三条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十四条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十五条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十六条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十七条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十八条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第七十九条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第八十条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知します。

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項の通知を口頭ですることができます。

3　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

4　荷送人が、第一項の通知をしないときは、当店は、貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の発行）

第八十一条　当店は、荷送人が貨物引換証の交付を請求しないときは、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに貨物の種類、記号、個数及び容積を通知